

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年9月16日～2021年9月22日)

令和3年(2021年)9月24日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<p>政治</p> <p>最高裁判所における司法制度問題を巡る動き 「市民プラットフォーム」(PO)党大会の実施 ポーランド・ベラルーシ国境における移民3名の遺体発見 医療従事者及び50歳以上の高齢者に対するワクチンのブースター接種 シフィエントクシスキエ県におけるいわゆる「反LGBT決議」撤回 TVN24の放送免許延長 憲法法廷によるポーランド憲法のEU法に対する優位性に関する審査の延期 ポーランド・リトアニア政府間協議の開催 ロシア下院選挙に対する外務省声明 ラウ外相のEU外相非公式会合への出席 ラウ外相とラヴロフ外相他との会談 ドゥダ大統領の第76回国連総会一般討論演説 ノルド・ストリーム2(NS2)に関するドゥダ大統領の発言</p>								お願ひ3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fx 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<p>治安等</p> <p>ベラルーシからの不法移民に関連する動向 保健省などが偽のSMSに対して注意喚起 ワルシャワでマラソン大会が開催予定</p>								
<p>経済</p> <p>下院、日曜日の商業施設営業禁止法の改正案を可決 電子インボイスの導入に関する法案 閣僚評議会、2021年修正予算案を採択 8月の物価動向 韓国、カリニングラードの原子力発電所敷地内にバッテリー工場建設を計画 自動車の価格上昇 PKN Orlen によるポーランド初の水素列車購入計画 ポーランド炭鉱グループの経営見通し トウルフ炭鉱の採掘停止拒否に対する罰金</p>								
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 特例郵便等投票について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>								
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>								

政 治

内 政

最高裁判所における司法制度問題を巡る動き【16日】

16日、最高裁判所は、イゴル・ズゴリンスキ最高裁判事の任命プロセスに疑義があるとして、同判事が過去に下した判決を覆すことを決定した。同判事のように、2015年の与党「法と正義」(PiS)の政権奪取後に全国裁判所評議会(KRS)によって任命された最高裁判事による判決が最高裁によって覆されたのは、今回が初めてである。KRSは、かねてよりKRS評議員の選出プロセスがEU法に反するとして欧州司法裁判所(ECJ)から疑問視されており、マノフスカ最高裁第一長官は、政府に対し、司法制度を巡る対立を解消することを目的とする立法措置に着手するように改めて訴えかけた。

「市民プラットフォーム」(PO)党大会の実施【18日】

18日、「市民プラットフォーム」(PO)党大会がマゾヴィエツキエ県プウォンスク(Płońsk)で開催された。トウスクPO党首代行は、演説の場で、カチンスキ副首相兼「法と正義」(PiS)党首に対し、憲法90条に言及しつつ、ポーランドがEUを離脱する際に下院で必要となる票数について、現行の過半数から3分の2に引き上げるために憲法を改正することを呼びかけた。これに対し、モラヴィエツキ首相は、同提案のプロパガンダの側面にもかかわらずPiSは憲法改正について重大な決定を下す用意があると述べたが、他方、連立与党「連帯ポーランド」は、憲法改正を支持しないと明らかにした。「左派」は、憲法改正にあたっては日頃から憲法違反を繰り返しているPiSと協力しなければならなくなるとして同提案に懐疑的であるが、「農民党」(PSL)は、2年前に憲法にEU加盟に関する条項を盛り込み、憲法改正によってのみポーランドのEU離脱を可能とする提案をしていたことを想起した。

ポーランド・ベラルーシ国境における移民3名の遺体発見【19日】

19日、ポーランド・ベラルーシ国境地帯のポーランド側で、ベラルーシからポーランドへ不法に入国を試みた移民3名の遺体が発見された。ベラルーシからの不法移民を巡る一連の事案において、死者が出たのは今回が初めてである。

20日、モラヴィエツキ首相は、記者会見の場で、3人の移民は低体温症によって亡くなったと発表し、9月だけで既に約4,000件の不法越境の試みが確認されたと明らかにした。同首相は、ミンスク及びモスクワからの指示による、ポーランド・ベラルーシ間の国境情勢を不安定化させることを目的とした大規模かつ組織的な作戦に対処していると述べた。

これを受けて、政府は、ポーランド・ベラルーシ国境地帯へ500人の兵士を追加的に派遣することを既に決定した。また、9月2日に発令された緊急事態の延長について検討しているとみられている。

医療従事者及び50歳以上の高齢者に対するワクチンのブースター接種【21日】

21日、モラヴィエツキ首相は、医療従事者及び50歳以上の高齢者に対するワクチンのブースター接種について、9月24日から申し込みを受け付ける予定であると発表した。同グループに対するブースター接種で使用されるワクチンはファイザー製であり、完全なワクチン接種から6か月が経っていることが条件とされている。

他方、1日から、臓器移植手術を受けた者や免疫を抑制する薬剤の投与を受けている者等の免疫不全である者に対するワクチンのブースター接種の申し込み受付が既に開始されており、報道によれば、現時点で9,000人が接種済みとなっている。

シフィエントクシスキエ県におけるいわゆる「反LGBT決議」撤回【22日】

22日、シフィエントクシスキエ県議会は、いわゆる「反LGBT決議」を撤回した。16日の時点で、ブダ基金・地域政策副大臣は、「反LGBT決議」を採択した地方自治体に対し、同決議が拡大解釈の対象となる規定を含むか否か分析・検証するように求める書簡を發出していた。他方、欧州委員会は、本年9月初旬にポーランド5県宛に書簡を發出し、同決議は無差別原則に反するとして、EUによる地方自治体に対するパンデミック対応のための資金援助を目的としていたREACT-EUプログラムに関する協議を中断していた。

TVN24の放送免許延長【22日】

22日、国家ラジオ・テレビ放送協会(KRRiT)は、TVN24の放送免許を10年間延長することを決定した(賛成4票、反対1票)。KRRiTは、採決に先立ち、「欧州経済領域(EEA)域外の事業者による活動可能性に関するポーランドにおけるラジオ及びテレビ番組の放送ルールを整理するための措置を取る決議」を全会一致で採択しており、同決議によれば、EEA域外の他の外国法人等に直接的または間接的に依存する国内放送局に対しては放送免許が付与されず、また、EEA域内の他の外国法人等に直接的に依存しており、同時にEEA域外の他の外国法人等に間接的に依存している国内放送局は、現行法に合致するように資本構成の変更が求められる。テレサ・ブリクチンスカKRRiT報道官は、TVN24の

放送免許に関する決定を下すにあたり同決議を採択することは必要不可欠であったと述べ、放送法の規定について分析と解釈の相違に関する問題があったのであり、法律の解釈を変更するのではなく、明確化することを求めていると付言した。

憲法法廷によるポーランド憲法のEU法に対する優位性に関する審査の延期【22日】

22日、憲法法廷は、ポーランド憲法のEU法に対する優位性に関する審査を9月30日まで再延期すると明らかにした。プシウエンプスカ憲法法廷長官は、審理の再延長について、同日の審理において新たな問題が提起されたため、判事らが次の段階へ向けた準備をする必要があると述べた。本来、憲法法廷は8月31日に本件に関する判決を下すことになっていたが、9月22日まで審理を延長していた。

外交・安全保障

ポーランド・リトアニア政府間協議の開催【17日】

17日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワにおいてポーランド・リトアニア政府間協議を開催し、シモニーテ・リトアニア首相と会談した。両首相は、経済やビジネス、エネルギー、気候変動、文化、科学、教育といった幅広い議題について協議し、二国間協力に関する共同宣言に署名した。モラヴィエツキ首相は、今日の地政学的課題を考えると、ポーランドとリトアニアの結束は必要であり、EUにとっても必要であると強調した。また、同首相は、EUの不安定化を狙ってベラルーシが中東からの移民を国境に押し付けているという共通の問題に触れ、ベラルーシによる更なる不安定化の試みを予想しており、その脅威が増大する可能性があるとして述べた。これに対して、シモニーテ首相は、リトアニアとポーランドはあらゆる脅威に対抗するためにワンボイスで協力していくと強調した。

ロシア下院選挙に対する外務省声明【20日】

20日、外務省は、17日から19日にかけて行われたロシア下院選挙に関する声明を発出した。同声明は、欧州安全保障協力機構(OSCE)による選挙監視ミッションがロシア当局によって妨害されたことに対する失望を表明した。また、同声明は、市民社会や野党、自由なメディアを対象としたロシア当局の組織的なキャンペーンによって、独立した情報へのアクセスが困難になったとして、同選挙の正当性について疑義を呈した。さらに、同声明は、ロシアによって不法占拠されているクリミアで選挙を実施することは違法であると非難するとともに、ウクライナの主権と領土の一体性への支持を再確認した。

ラウ外相のEU外相非公式会合への出席【20日】

20日、ラウ外相は、ニューヨークで開催されている国連総会の一般討論に合わせて行われたEU外相非公式会合に出席した。同会合の主たる議題はアフガニスタン情勢であり、外相らはEUの国境での移民危機やテロリズムの拡散を防ぐことを含め、アフガニスタンに対するEUの更なる関与や地域のパートナーとのEU対話について協議を行った。

ラウ外相とラヴロフ外相他との会談【22日】

22日、国連総会出席のためニューヨークを訪問中のラウ外相は、ロシアのラヴロフ外相と会談した。両外相は、来年に欧州安全保障協力機構(OSCE)の議長国を務めるポーランドの活動について議論した。ラヴロフ外相は、OSCEが対等な対話のプラットフォームとしての役割を果たすために、OSCEの実効性を高める可能性に注目していると述べ、議長国ポーランドがこの目標の達成に貢献することに対する期待を示した。

また、ラウ外相は、アゼルバイジャン、サウジアラビア、アルメニア、イラクの外相ともそれぞれ会談した。

ドゥダ大統領の第76回国連総会一般討論演説【21日】

21日、ニューヨークを訪問中のドゥダ大統領は、第76回国連総会一般討論において演説を行った。同大統領は、新型コロナウイルス感染症に対する「連帯」の必要性について言及し、特に北の富裕国による途上国へのワクチン供給といったパンデミックを防ぐための支援を訴えた。同大統領は、ベラルーシ情勢についても言及し、ルカシェンコ政権がベラルーシ国内における市民社会への抑圧を継続していることや国境付近に「移民」を送り込み、人為的な人道的危機を引き起こそうとしていると同政権を非難した。その他、同大統領は、ウクライナ情勢や国際法及び人権の尊重の重要性について言及したほか、気候変動におけるポーランドの取組について強調した。

ドゥダ大統領は、21日にはボルソナロ・ブラジル大統領、サンドゥ・モルドバ大統領、ガリバシヴィリ・ジョージア首相、フレルスフ・モンゴル大統領、エルドアン・トルコ大統領、モスバカー前駐ポーランド米国大使、グテーレス国連事務総長と会談したほか、22日にはバルト諸国の大統領と会談し、三海域イニシアティブ(3SI)での協力について議論した。

ノルド・ストリーム2(NS2)に関するドゥダ大統領の発言【21日】

21日、国連総会に出席するためにニューヨークを訪問したドゥダ大統領は、記者団に対し、米国はノルド・ストリーム2(NS2)に対する制裁見送りの決定に

ついて再考するべきであると述べた。同大統領は、米国政府は、特にウクライナやポーランド、スロバキアといった国々がNS2は欧州の団結にとって有害であると主張していたことを認識していたにも関わらずNS2建設に同意したと指摘し、これはポーランドに

とって大きな疑念を抱かせる決定であると同時に、極めて遺憾な決定でもあると述べた。今回のドゥダ大統領の訪米中、バイデン米大統領との会談は予定されていない。

治 安 等

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【9月17、20日】

17日、国境警備隊は、ベラルーシ側の国境付近において、移民3名の遺体が発見されたと発表した。

19日、カミンスキ内務・行政大臣は、ベラルーシ当局が先週、パキスタン、ヨルダン、エジプト、南アフリカと言った国と査証免除制度の開始を決定したと明らかにした。また、同当局がグロドノ空港（ポーランドとの国境付近に所在）を国際便の発着可能な空港にするという決定を行ったと述べ、このことはアフリカからの移民を乗せた航空機がポーランドとの国境付近に直接来ることができるようになったことを意味すると指摘した。

22日、国境警備隊は、国境付近に配置されているベラルーシの兵士がスナイパーライフルを所持している様子が確認されたと明らかにした。

保健省などが偽のSMSに対して注意喚起【23日】

保健省や衛生局は、一般市民に対して検疫を課すという内容の偽のメッセージが相次いで送られて

いるとして、注意喚起を行った。保健所の職員を装った職員から送付された偽のメッセージには、「情報提供ページ」と称するリンク先が含まれている。同リンク先をクリックすると、フラッシュ・プレイヤーのインストールが行われるが、実際には「ケルベロス」というマルウェアに感染することになるという。「ケルベロス」に感染すると、攻撃者によってデバイスがリモート制御されたり、銀行口座情報やクレジットカード情報が搾取される可能性があるという。衛生局は、同局が送信するメッセージには他のウェブサイトへのリダイレクトを含む内容は含まれておらず、リンク先をクリックしないよう注意喚起を行っている。

ワルシャワでマラソン大会が開催予定【26日】

26日、第43回ワルシャワマラソンや第15回ワルシャワハーフマラソンがワルシャワ内において開催される予定であるところ、同日は市内中心部の道路が一部使用できなくなる。同マラソンのコースは、下記リンク先にて確認できる。

<https://maratonwarszawski.com/trasa/>

経 済

経済政策

下院、日曜日の商業施設営業禁止法の改正案を可決【17日】

下院は、日曜日の商業施設営業禁止法の改正案を賛成272、反対135、棄権37で可決した。同改正法案によると、郵便サービスの提供を根拠に日曜日にも営業する商店は、収益の半分以上を郵便サービスから得ていることが要件となる。

電子インボイスの導入に関する法案【17日】

サルノフスキ財務次官は、電子インボイスの導入に向けた付加価値税（VAT）法の改正案が下院の公共財政委員会に提出されたと述べた。同法案によると、1年目は電子インボイスの導入は任意であるが、翌年以降は義務となる。これにより、VAT還付に一般的に要する期間は60日から40日に短縮されるとともに、データが財務省のシステムに保管されるため、企業家が自分で保管する必要がなくなるという。

閣僚評議会、2021年修正予算案を採択【21日】

21日、閣僚評議会は2021年修正予算案を採択した。修正予算案では、歳入見通しが4,830億ズロチ（約1,045億ユーロ）で当初予算案の4,045億ズロチから増加した一方、歳出見通しも5,234億ズロチ（約1,132億ユーロ）で当初予算案の4,868億ズロチから増加した。財政赤字は当初予算案の823億ズロチから404億ズロチ（約87.4億ユーロ）に減少する見込みである。また、GDPについては当初予測の4.0%から4.9%に上方修正された。追加予算は、地方政府への補助金（約80億ズロチ）及び水供給・下水システム整備（約40億ズロチ）、道路・鉄道整備（約101億ズロチ）、障がい者支援（約8億ズロチ）、アフリカ豚熱（ASF）対策を含む農業分野（約6.5億ズロチ）、医療サービス（約10億ズロチ）、警察・国境警備隊・消防サービス（約22億ズロチ）などに割り当てられるという。

マクロ経済動向・統計

8月の物価動向【15-16日】

中央統計局（GUS）によれば、8月の消費者物価

指数(CPI)は対前年同月比5.5%増、対前月比0.3%増となった。サービス価格は対前年同月比6.6%増、商品価格は対前年同月比5.1%増となった。

また、ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた8月のコア・インフレ率は対前年同月比3.9%増、対前月比0.2%増となった。

ポーランド産業動向

韓国、カリーニングラードの原子力発電所敷地内にバッテリー工場建設を計画【17日】

ロシア・カリーニングラードに所在するバルティック原子力発電所(BEA)の敷地内に、ロスアトムが韓国のパートナーと共同で電気自動車用バッテリーの工場を建設するという計画が報じられた。これにより、ポーランドのZE PAK社が検討していた当該原発への投資計画が損なわれる可能性がある。他方、ロスアトムの広報担当は、当該計画について、ZE PAK社が関心を寄せるBEAの再建・完成を脅かすものではないと述べた。また、この2つのプロジェクトは互いを排除するものではなく、ロスアトムは発電所構内の立地やインフラを利用したいと考えていると説明した。

自動車の価格上昇【20日】

近年、自動車企業では部品供給の問題が発生しており、Stellantis社は、一時的な過剰雇用のため、ポーランド南部に位置するティヒ(Tychy)の工場からスロバキア・トルナヴァ(Trnava)へ約100名の従業員を異動させることを決定した。パンデミックによりサプライチェーンが断たれた上、今日の自動車で多く用いられるICチップが不足しているため、一時的に工場を閉鎖しなければならないという。これは、消費者が新車を長い間待つこととなるような自動車業界の懸念を意味するとされ、関係者は、ICチップ不足に関する危機は2022年半ばまで続く予想している。また、コンテナ不足に伴う海運の問題により、全般的な状況は更に悪化すると見られている。

PKN Orlen によるポーランド初の水素列車購入計画【21日】

国営石油会社であるPKN Orlenグループは国内初の水素列車を購入する計画を発表した。同社は、ポーランド中北部に位置するビドゴシュチ(Bydgoszcz)を拠点とするPESA社が製造する車両は革新的かつ近代的であり、代替燃料の重要性の高まりを見込んだ同社の戦略において、水素技術の開発はその一部であると強調した。同社は、PESA社との協力の枠組みの中で、ポーランド初の水素列車になる近代的な車両を購入する予定であり、グダンスクで開催されている第14回TRAKO国際鉄道フェアで、同社は水素列車に関する公式発表を行う予定であるという。

ポーランド炭鉱グループの経営見通し【22日】

ポーランド炭鉱グループ(PGG)社長は、同社には2021年末までの流動性はあるが、来年の計画を遂行するためには助成金が必要であると述べた。同社の流動性は、石炭価格と石炭需要の高騰という2つの要因によって高められているが、2022年には国家補助が必要となり、その額は欧州委員会と交渉することになるという。また、同社長は、現時点では、欧州委員会を納得させるための議論、数字、モデルに焦点を当てており、代替シナリオは不要な感情を刺激するだけなので、提示していないとコメントした。

エネルギー・環境

トゥルフ炭鉱の採掘停止拒否に対する罰金【20~21日】

20日、欧州司法裁判所(ECJ)はポーランドに対し、本年5月のトゥルフ炭鉱採掘停止命令に従わなかったことから、1日あたり50万ユーロの罰金を欧州委員会へ支払うことを決定した。同日、ポーランド当局は炭鉱の操業停止について拒否することを改

めて確認した。モラヴィエツキ首相は、ECJの決定は「根本的に攻撃的で危害を与えるもの」と言及し、クルティカ気候・環境大臣は、同日の記者会見で、ポーランド政府は地域コミュニティの利益のために紛争の解決に取り組んでいると述べたほか、ポーランドとチェコの交渉はチェコの選挙日程によって妨げられていることをほのめかした。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注

意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国内及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いていますが、引き続きご注意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布(同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布)されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録されている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります(ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります)。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html

総務省HP: https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日(月)から、広報文化センターへの入館を再開しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」【8月13日(金)～12月5日(日)】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」が開催されます。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1

詳細: <https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

【開催中】シベリア孤児来日100周年記念パネル巡回展【9月15日(水)～29日(水)】

グダンスク市のシフィエントペウカ公園にて、社会福祉法人福田会主催の「シベリア孤児来日100周年記念パネル巡回展」が開催されます。日・ポーランド関係において重要な出来事である、日本赤十字及び日本政府によるシベリア孤児救出の歴史等を紹介する展覧会です。観覧は無料です。

開催場所: グダンスク市、Park Świątopenka

詳細: <https://siberianchildren.pl/panel-exhibition/>

【開催中】第34回欧州極真空手選手権【9月24日(金)~25日(土)】

シフィノウィシチェ市にて、シフィノウィシチェ市極真空手アカデミー主催の『第34回欧州極真空手選手権』が開催されます。入場料は無料です。

開催場所: スポーツ会場「Uznam Arena」, ul. Grodzka 5, 72-600 Świnoujście

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)